

令和6年度 小平市特定教育・保育施設等指導監査実施方針

1 基本方針

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「施設等」という。）が関係法令等に照らして、適切な運営を実施しているかを個別的に明らかにし、保育の質の確保を図ることに主眼を置き指導を実施する。

また、重大な法令違反や虐待等、不適切なサービス提供の疑いがある場合には、利用者保護に主眼を置いて、速やかに監査を実施する。

保育所については東京都も指導監査権限を持つことから、効果的・効率的に指導監査を実施するため、東京都と必要な連携を行う。

2 実地指導の重点項目

(1) 運営関係

- ア 施設型給付費等の支給に係る基準に定める職員の員数及び資格を満たしているか。
- イ 職員の状況を把握するため、雇用契約書、出退勤記録等が適正に整備されているか。
- ウ 職員の健康診断や労働条件に係る運用が適正に行われているか。
- エ 職員の資質向上のための取組を適切に行っているか。
- オ 在籍児童に見合う基準面積が確保されているか。
- カ 安全計画に基づく安全措置（研修及び訓練等）の実施並びに避難訓練等の安全対策を実施しているか。

(2) 保育内容関係

- ア 子供の人権に十分配慮するとともに、子供一人一人の人格を尊重した適切な保育が行われているか。
- イ 保育所保育指針に基づき、全体的な計画及び指導計画等が適正に作成されているか。（主に保育所）
- ウ 児童の健康状態の把握が適正になされているか。
- エ アレルギー児等の児童の状況に応じた食事の提供が適正に行われているか。
- オ 乳幼児突然死症候群の予防対策及び睡眠中の事故防止対策は徹底されているか。
- カ 食事中の誤嚥及び窒息等の事故防止対策が徹底されているか。
- キ プール活動・水遊び、園外保育時、送迎時、その他保育中の事故防止に配慮しているか。
- ク 上記オからキにかかる事故発生時の対応等が適切に行われているか。
- ケ 食中毒・感染症予防対策が徹底されているか。

(3) 会計経理関係

- ア 会計基準等に従った適正な会計処理が行われているか。(主に保育所)
- イ 計算書類・帳簿等が適正に作成されているか。
- ウ 資金移動等に係る経理は、関係通知に基づき適正に行われているか。(主に保育所)
- エ 会計責任者と出納職員を区分するなど、内部牽制体制を確保しているか。(主に保育所)
- オ 資産管理が適正に行われているか。

3 監査の重点項目

(1) 運営関係

法令等を順守した施設運営を行っているか。

(2) 保育内容関係

入所する児童の心身の健全な発達を図るものとして、良質かつ適切な保育が行われているか。

(3) 会計関係

会計基準や関係通知に則った適切な事務処理が行われ、施設等の運営に要する費用が適正に使われているか。

4 実地指導の方法等

(1) 指導対象

- 保育所
- 小規模保育事業者
- 家庭的保育事業者

(2) 方法

別途作成する指導計画に基づき日程を定め、施設等に赴き実施する。ただし、施設等の運営等に問題が発生した場合又は通報等によりそのおそれがあると認めるときは、指導計画によらず適宜実施する。

また、東京都の指導検査の対象となった施設については、原則として東京都と合同で実地指導を実施する。

(3) 指導対象の選定方針

指導計画の作成にあたっては、以下の基準により施設を選定する。

- ①相当の期間、小平市の実地指導又は東京都の指導検査が実施されていない施設等
- ②苦情、通報等が寄せられている施設等
- ③東京都の指導検査の対象となった施設

(4) 班編成

保育所については、原則として生活支援課職員 3 名と指導監査等会計専門員 1 名で実施する。ただし、東京都との合同実施の場合においては、生活支援課職員 2 名で実施する場合もある。

小規模保育事業者については、原則として生活支援課職員 3 名で実施する。

家庭的保育事業者については、原則として生活支援課職員 2 名で実施する。

このほか、いずれの施設種別においても、必要に応じて保育指導担当課長や保育課職員の同行を求める。

5 監査の方法等

(1) 方法

小平市特定教育・保育施設等指導監査等実施要綱第 13 条に照らし、監査の実施が必要と認められる場合、適宜日程を定め、原則として施設等に赴き実施する。また、事前に東京都と調整を行い、必要に応じて東京都の特別指導検査と合同で実施する。

(2) 班編成

原則として生活支援課長及び管理指導担当係長を含む生活支援課職員 3 名以上で実施する。必要に応じて指導監査等会計専門員、保育指導担当課長、保育課職員の同行を求める。